

目次	
第1章 総則	
健康保険の目的	19
第1条（目的）	20
第2条（基本的理念）	21
被保険者の範囲	23
第3条（定義）	26
被扶養者	55
第3条（定義）	56
報酬、賞与、賃金	63
第3条（定義）	64
第2章 保険者	
第1節 通則	67
第4条（保険者）	68
第5条（全国健康保険協会管掌健康保険）	68
第6条（組合管掌健康保険）	68
第7条（2以上の事業所に使用される者の保険者）	68
第2節 全国健康保険協会	71
第7条の2（設立及び業務）	72
第7条の3（法人格）	72
第7条の4（事務所）	72
第7条の5（資本金）	72
第7条の6（定款）	72
第7条の7（登記）	74
第7条の8（名称）	74
第7条の9（役員）	74
第7条の10（役員の仕事）	74
第7条の11（役員の任命）	74
第7条の12（役員の任期）	74
第7条の13（役員欠格事項）	74
第7条の14（役員解任）	74
第7条の15（役員兼職禁止）	75
第7条の16（代表権の制限）	75
第7条の17（代理人の選任）	75
第7条の18（運営委員会）	75
第7条の19（運営委員会の職務）	75
第7条の20（委員の地位）	75
第7条の21（評議会）	75
第7条の22（運営規則）	75
第7条の23（職員の任命）	76
第7条の24（役員及び職員の公務員たる性質）	76

第7条の25（事業年度）	76
第7条の26（企業会計原則）	76
第7条の27（事業計画等の認可）	76
第7条の28（財務諸表等）	76
第7条の29（会計監査人の監査）	76
第7条の30（各事業年度に係る業績評価）	76
第7条の31（借入金）	76
第7条の32（債務保証）	77
第7条の33（資金の運用）	77
第7条の34（重要な財産の処分）	77
第7条の35（役員報酬等）	77
第7条の36（職員の給与等）	77
第7条の37（秘密保持義務）	77
第7条の38（報告の徴収等）	77
第7条の39（監督）	84
第7条の40（解散）	84
第7条の41（厚生労働省令への委任）	84
第7条の42（財務大臣との協議）	87
第3節 健康保険組合	91
第8条（組織）	92
第9条（法人格）	92
第10条（名称）	92
第11条（設立）	92
第12条	92
第13条	94
第14条	95
第15条（成立の時期）	95
第16条（規約）	95
第17条（組合員）	96
第18条（組合会）	96
第19条（組合会の議決事項）	97
第20条（組合会の権限）	97
第21条（役員）	97
第22条（役員の仕事）	97
第22条の2（協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用）	97
第23条（合併）	97
第24条（分割）	98
第25条（設立事業所の増減）	99
第26条（解散）	99
第27条 削除	
第28条（指定健康保険組合による健全化計画の作成）	99

第29条（報告の徴収等）	101
第30条（政令への委任）	101

第3章 被保険者

第1節 資格

適用事業所	105
第31条（適用事業所）	107
第32条	109
第33条	109
第34条	111
被保険者資格の取得と喪失	115
第35条（資格取得の時期）	117
第36条（資格喪失の時期）	121
第37条（任意継続被保険者）	125
第38条（任意継続被保険者の資格喪失）	127
第39条（資格の得喪の確認）	127

第2節 標準報酬月額及び標準賞与額

	155
第40条（標準報酬月額）	159
第41条（定時決定）	159
第42条（被保険者の資格を取得した際の決定）	160
第43条（改定）	160
第43条の2（育児休業等を終了した際の改定）	160
第43条の3（産前産後休業を終了した際の改定）	160
第44条（報酬月額の算定の特例）	161
第45条（標準賞与額の決定）	179
第46条（現物給与の価額）	183
第47条（任意継続被保険者の標準報酬月額）	185
第3節 届出等	187
第48条（届出）	188
第49条（通知）	190
第50条	190
第51条（確認の請求）	190
第51条の2（情報の提供等）	190

第4章 保険給付

第1節 通則

健康保険の給付	193
第52条（保険給付の種類）	196
第53条（健康保険組合の付加給付）	196
第53条の2（法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）	196
第54条（日雇特例被保険者に係る保険給付との調整）	196
第55条（他の法令による保険給付との調整）	196

第56条（保険給付の方法）	220
第57条（損害賠償請求権）	220
第58条（不正利得の徴収等）	224
第59条（文書の提出等）	224
第60条（診療録の提示等）	224
第61条（受給権の保護）	225
第62条（租税その他の公課の禁止）	225

第2節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第1款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

療養の給付	227
第63条（療養の給付）	229
第64条（保険医又は保険薬剤師）	235
第65条（保険医療機関又は保険薬局の指定）	235
第66条（保険医療機関の指定の変更）	236
第67条（地方社会保険医療協議会への諮問）	236
第68条（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）	236
第69条（保険医療機関又は保険薬局のみなし指定）	237
第70条（保険医療機関又は保険薬局の責務）	243
第71条（保険医又は保険薬剤師の登録）	255
第72条（保険医又は保険薬剤師の責務）	261
第73条（厚生労働大臣の指導）	261
第74条（一部負担金）	261
第75条	261
第75条の2（一部負担金の額の特例）	269
第76条（療養の給付に関する費用）	273
第77条（薬価調査等についての厚生労働大臣の権限）	277
第78条（保険医療機関又は保険薬局の報告等）	277
第79条（保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消）	277
第80条（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）	278
第81条（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）	278
第82条（社会保険医療協議会への諮問）	280
第83条（処分に対する弁明の機会の付与）	280
第84条（保険者が指定する病院等における療養の給付）	280
入院時食事療養費・入院時生活療養費	283
第85条（入院時食事療養費）	286
第85条の2（入院時生活療養費）	286

保険外併用療養費	311
第86条（保険外併用療養費）	314
療養費	347
第87条（療養費）	348
第2款 訪問看護療養費の支給	369
第88条（訪問看護療養費）	370
第89条（指定訪問看護事業者の指定）	373
第90条（指定訪問看護事業者の責務）	377
第91条（厚生労働大臣の指導）	377
第92条（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）	377
第93条（変更の届出等）	377
第94条（指定訪問看護事業者等の報告等）	377
第95条（指定訪問看護事業者の指定の取消し）	378
第96条（公示）	379
第3款 移送費の支給	381
第97条	382
第4款 補則	
特別療養給付	387
第98条（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合）	388
第3節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給	397
傷病手当金	397
第99条（傷病手当金）	399
死亡に関する給付	409
第100条（埋葬料）	410
出産に関する給付	413
第101条（出産育児一時金）	415
第102条（出産手当金）	415
第103条（出産手当金と傷病手当金との調整）	445
資格喪失後の給付	447
第104条（傷病手当金又は出産手当金の継続給付）	448
第105条（資格喪失後の死亡に関する給付）	448
第106条（資格喪失後の出産育児一時金の給付）	448
第107条（船員保険の被保険者となった場合）	456
傷病手当金・出産手当金と報酬等との調整	457
第108条（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整）	457
第109条	458
第4節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給	463
第110条（家族療養費）	465
第110条の2（家族療養費の額の特例）	465
第111条（家族訪問看護療養費）	466
第112条（家族移送費）	466
第113条（家族埋葬料）	466
第114条（家族出産育児一時金）	467
第5節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給	
高額療養費	469
第115条（高額療養費）	474
高額介護合算療養費	537
第115条の2（高額介護合算療養費）	539
第6節 保険給付の制限	585
第116条	586
第117条	586
第118条	586
第119条	589
第120条	589
第121条	589
第122条	589

第5章 法第3条第2項被保険者に関する特例

第1節 法第3条第2項被保険者の保険の保険者

第123条

第2節 標準賃金日額等

第124条（標準賃金日額）

第125条（賃金日額）

第126条（日雇特例被保険者手帳）

第3節 法第3条第2項被保険者に係る保険給付

法第3条第2項被保険者の保険給付

第127条（保険給付の種類）

第128条（他の医療保険による給付等との調整）

療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・移送費

第129条（療養の給付）

第130条（入院時食事療養費）

第130条の2（入院時生活療養費）

第131条（保険外併用療養費）

第132条（療養費）

第133条（訪問看護療養費）

第134条（移送費）

傷病手当金

第135条（傷病手当金）

埋葬料

第136条（埋葬料）

出産育児一時金・出産手当金

第137条（出産育児一時金）

第138条（出産手当金）

第139条（出産手当金と傷病手当金との調整）

家族給付

第140条（家族療養費）

第141条（家族訪問看護療養費）

第142条（家族移送費）

第143条（家族埋葬料）

第144条（家族出産育児一時金）

特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費

第145条（特別療養費）

第146条

第147条（高額療養費）

第147条の2（高額介護合算療養費）

第148条（受給方法）

第149条（準用）

第6章 保健事業及び福祉事業

第150条

第7章 費用の負担

一般の被保険者の保険料

第151条（国庫負担）

第152条

第153条（国庫補助）

第154条

第154条の2

第155条（保険料）

第155条の2（保険料等の交付）

第156条（被保険者の保険料額）

第157条（任意継続被保険者の保険料）

第158条（保険料の徴収の特例）

第159条

第159条の2

第159条の3

第160条（保険料率）

第160条の2（準備金）

第161条（保険料の負担及び納付義務）

第162条（健康保険組合の保険料の負担割合の特例）

特例）

第163条 削除

第164条（保険料の納付）

第165条（任意継続被保険者の保険料の前納）

第166条（口座振替による納付）

第167条（保険料の源泉控除）

第172条（保険料の繰上徴収）

第180条（保険料等の督促及び滞納処分）

第181条（延滞金）

第181条の2（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第181条の3（協会による保険料の徴収）

第182条（先取特権の順位）

第183条（徴収に関する通則）

法第3条第2項被保険者の保険料

第168条（日雇特例被保険者の保険料額）

第169条（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）

第170条（日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等）

第171条（健康保険印紙の受払等の報告）

第173条（日雇拠出金の徴収及び納付義務）

第174条（日雇拠出金の額）

第175条（概算日雇拠出金）

第176条（確定日雇拠出金）

第177条（日雇拠出金の額の算定の特例）

第178条（政令への委任）

第179条（国民健康保険の保険者への適用）

第8章 健康保険組合連合会

第184条（設立、人格及び名称）

第185条（設立の認可等）

第186条（規約の記載事項）

第187条（役員）

第188条（準用）

第9章 不服申立て

第189条（審査請求及び再審査請求）

第190条

第191条（行政不服審査法の適用関係）

第192条（審査請求と訴訟との関係）

第10章 雑則

第193条（時効）

第194条（期間の計算）

第195条（印紙税の非課税）

第196条（戸籍事項の無料証明）	744
第197条（報告等）	744
第198条（立入検査等）	752
第199条（資料の提供）	752
第199条の2（厚生労働大臣と協会の連携）	752
第200条（共済組合に関する特例）	752
第201条	752
第202条	752
第203条（市町村が処理する事務等）	752
第204条（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）	753
第204条の2（財務大臣への権限の委任）	754
第204条の3（機構が行う滞納処分等に係る認可等）	754
第204条の4（滞納処分等実施規程の認可等）	754
第204条の5（機構が行う立入検査等に係る認可等）	755
第204条の6（機構が行う収納）	755
第204条の7（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）	755
第204条の8（協会が行う立入検査等に係る認可等）	755
第205条（地方厚生局長等への権限の委任）	755
第205条の2（機構への事務の委託）	755
第205条の3（情報の提供等）	756
第205条の4（基金等への事務の委託）	756
第206条（経過措置）	773
第207条（実施規定）	773
第11章 罰 則	775
第207条の2	775
第208条	775
第209条	775
第210条	775
第211条	775
第212条	775
第212条の2	775
第213条	775
第213条の2	775
第214条	775
第215条	776
第216条	776
第217条	776
第217条の2	776
第218条	776
第219条	776
第220条	776
第221条	776
第222条	777
附 則	779
附則第2条（健康保険組合の財政調整）	781
附則第3条（特定健康保険組合）	785
附則第3条の2（地域型健康保険組合）	787
附則第4条（協会が管掌する健康保険の被保険者に係る給付の事業）	788
附則第4条の3（退職者給付拠出金の経過措置）	72,655,661,687,781
附則第4条の4（病床転換支援金の経過措置）	73,655,657,661,687,726,728,781
附則第5条（国庫補助の経過措置）	657
附則第5条の2（国庫補助の特例）	657
附則第5条の3	657
附則第5条の4	658
附則第5条の5	658
附則第5条の6	658
附則第5条の7	659
附則第5条の8（検討）	659
附則第6条（日本私立学校振興・共済事業団等の適用）	66
附則第7条（特定被保険者）	671
附則第8条（承認健康保険組合）	671
附則第8条の2（平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）	672
附則第8条の3（平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）	672
附則第8条の4（都道府県単位保険料率の算定の特例等）	688
附則第8条の5	688
附則第9条（延滞金の割合の特例）	712
附則第10条（郵政会社等に関する経過措置）	237,243
附則第11条（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等）	756

【健康保険法施行令】

第1条（資金の運用）	77
第1条の2（健康保険組合の設立に必要な被保険者の数）	92
第2条（設立の認可等の告示）	95
第3条（規約の公告）	95
第4条（重要事項の報告）	95
第5条（理事長の職務の代行）	95
第6条（組合会議員の任期）	96
第7条（組合会の招集）	96
第8条（組合会招集の手続）	96
第9条（定足数）	96
第10条（組合会の議事等）	96
第11条（組合会議員の除斥）	97
第12条（代理）	97
第13条（会議録）	97
第14条（役員）	97
第15条（会計年度）	101
第16条（予算の届出等）	101
第17条（継続費）	102
第18条（予備費）	102
第19条（出納閉鎖期）	102
第20条（準備金の取崩し）	102
第21条（繰替使用等）	102
第22条（組合債）	102
第23条（重要な財産の処分）	102
第24条（報告書の提出）	102
第25条	785
第25条の2	787
第26条（合併又は分割の告示）	98
第27条（債務を完済するための費用負担の求め）	99
第28条（解散の告示）	99
第29条（指定の要件）	100
第30条（健全化計画）	100
第31条（解散を命ずることができる指定健康保険組合）	101
第32条（権限の委任）	102
第33条（厚生労働省令への委任）	102
第33条の2	161
第33条の3（保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律）	237,256,279,374,379
第34条（一部負担金の割合が100分の30となる場合）	261
第35条（埋葬料の金額）	410,466,620,625
第36条（出産育児一時金の金額）	415,467,622,625
第36条の2（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）	458
第37条（傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件）	458
第38条（傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付）	458
第41条（月間の高額療養費の支給要件及び支給額）	474
第41条の2（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）	476
第42条（高額療養費算定基準額）	483
第43条（その他高額療養費の支給に関する事項）	487
第43条の2（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）	539
第43条の3（介護合算算定基準額）	541
第43条の4（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）	543
第44条（準用）	633
第44条の2（保険料等交付金の交付）	664
第45条（介護保険料額が徴収される場合）	665
第45条の2（都道府県単位保険料率の算定方法）	688
第45条の3（3月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法）	689
第45条の4（支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整）	689
第46条（準備金の積立て）	702
第47条（2以上の事業所に使用される場合の保険料）	703
第48条（保険料の前納期間）	704
第49条（前納の際の控除額）	704
第50条（前納保険料の充当）	704
第51条（前納保険料の還付）	704
第52条（準用）	785
第53条（厚生労働省令への委任）	705
第54条（日雇特例被保険者の保険料額）	718
第55条（日雇拠出金の納期及び納付の額）	729
第56条（日雇拠出金の納付の猶予）	729
第57条（設立の費用の負担）	732
第58条（役員）	732
第59条（残余財産の帰属）	732
第59条の2（清算中の連合会の能力）	733
第59条の3（清算人）	733
第59条の4（裁判所による清算人の選任）	733

第59条の5（清算人の解任）	733
第59条の6（清算人及び解散の届出）	733
第59条の7（清算人の職務及び権限）	733
第59条の8（債権の申出の催告等）	733
第59条の9（期間経過後の債権の申出）	733
第59条の10（裁判所による監督）	733
第59条の11（清算終了の届出）	733
第59条の12（解散及び清算の監督等に関する事 件の管轄）	733
第59条の13（不服申立ての制限）	733
第59条の14（裁判所の選任する清算人の報酬）	733
第59条の15（検査役の選任）	733
第60条（準用）	733
第61条（市町村が処理する事務等）	752
第62条（事務の区分）	753
第63条（法第204条の2第1項の政令で定める 事情）	757
第64条（財務大臣への権限の委任）	757
第64条の2（国税局長又は税務署長への権限の 委任に関する厚生年金保険法の規定 の読替え）	757
第64条の3（国税局長又は税務署長への権限の 委任）	757
第64条の4（機構が収納を行う場合）	757
第64条の5（公示）	758
第64条の6（機構が行う収納に関する厚生年金 保険法の規定の読替え）	758
第64条の7（保険料等の収納期限）	758
第64条の8（機構による収納手続）	758
第64条の9（帳簿の備付け）	758
第64条の10（厚生労働省令への委任）	758
第64条の11（機構への事務の委託に関する厚生 年金保険法の規定の読替え）	758
第65条（交付金）	782
第66条（拠出金）	782
第67条（調整保険料率）	782
第68条（交付金の交付に関する細目等）	782
第69条（政令で定める法人）	788
第70条（承認法人等の要件等）	788
第71条（特定被保険者に関する介護保険料率の 算定の特例）	671
第72条（承認健康保険組合の要件）	671
第73条（特別介護保険料額の算定の基準）	671

【健康保険法施行規則】

第1条（選択）	68
第2条（選択の届出）	68
第2条の2（定款で定める事項）	74
第2条の3（定款の変更）	74
第2条の4（運営委員会の組織及び運営に関し 必要な事項）	75
第2条の5（運営規則）	76
第2条の6（協会に対する情報の提供）	190
第2条の7（診療報酬の契約に関する認可の申 請）	273
第2条の8（事業状況の報告）	77
第3条（設立の認可の申請）	92, 95
第4条（規約の記載事項）	95
第5条（規約の変更の認可の申請）	96
第6条（認可を要しない規約の変更）	96
第7条（合併の認可の申請）	98
第8条（分割の認可の申請）	98
第9条（解散の認可の申請）	99
第10条（診療報酬の契約に関する認可の申請）	273
第11条（組合債に係る認可を要しない事項）	103
第12条（帳簿の備付け）	103
第13条（一般保険料率の認可の申請）	103
第14条（事業状況の報告）	103
第15条（規程の届出）	103
第16条（理事長の就任等の届出）	103
第17条（添付書類）	103
第18条（管轄地方厚生局長等の経由）	104
第19条（新規適用事業所の届出）	47
第20条（適用事業所に該当しなくなった場合の 届出）	47
第21条（任意適用事業所の申請）	107
第22条（任意適用事業所の取消しの申請）	109
第23条（2以上の適用事業所を一の適用事業所 とするための承認の申請）	111
第23条の2（特定適用事業所の該当の届出）	28
第23条の2の2（4分の3以上代表者）	29
第23条の3（特定適用事業所の不該当の届出）	29
第23条の3の2（過半数代表者）	29
第23条の3の3（任意特定適用事業所の申出）	29
第23条の3の4（任意特定適用事業所の取消し の申出）	29
第23条の4（法第3条第1項第九号ハの厚生労 働省令で定める賃金に相当するもの）	29
第23条の5（法第3条第1項第九号ハの額）	30

第23条の6（法第3条第1項第九号ニの厚生労 働省令で定める者）	30
第24条（被保険者の資格取得の届出）	117, 188
第24条の2（法第41条第1項の厚生労働省令で 定める者）	161
第25条（報酬月額の変更の届出）	161, 188
第26条（報酬月額の変更の届出）	162, 188
第26条の2（育児休業等を終了した際の報酬月 額変更の届出）	162, 188
第26条の3（産前産後休業を終了した際の報酬 月額変更の届出）	162, 188
第27条（賞与額の届出）	179, 189
第28条（被保険者の氏名変更の届出）	745
第28条の2（被保険者の住所変更の届出）	745
第28条の3（被保険者の区別変更の届出）	162, 189
第29条（被保険者の資格喪失の届出）	121, 189
第30条（事業主の氏名等の変更の届出）	745
第31条（事業主の変更の届出）	745
第32条（給付制限事由該当等の届出）	587
第32条の2（法第118条第1項の厚生労働省令 で定める場合）	587
第33条（証明書の発行等）	401, 410, 416
第34条（事業主による書類の保存）	745
第35条（事業主の代理人選任の届出）	745
第36条（氏名変更の申出）	745
第36条の2（被保険者の住所変更の申出）	745
第37条（2以上の事業所勤務の届出）	68, 745
第38条（被扶養者の届出）	56, 746
第38条の2（育児休業等を終了した際の改定の 申出）	162, 189
第38条の3（産前産後休業を終了した際の改定 の申出）	162, 189
第40条（介護保険第2号被保険者に該当しなく なった場合の届出）	665, 746
第41条（介護保険第2号被保険者に該当するに 至った場合の届出）	666, 746
第42条（任意継続被保険者の資格取得の申出）	125
第43条（任意継続被保険者が適用事業所に使用 されるに至ったとき等の申出）	127
第44条（任意継続被保険者の氏名又は住所の変 更の届出）	125
第45条（通知）	186
第46条（事業所整理記号及び被保険者整理番号 の通知）	127
第47条（被保険者証の交付）	127
第48条（被保険者証の訂正）	127

第49条（被保険者証の再交付）	128
第50条（被保険者証の検認又は更新等）	128
第50条の2（被保険者資格証明書）	128
第51条（被保険者証の返納）	128
第52条（高齢受給者証の交付等）	129
第52条の2（法第53条の2の厚生労働省令で定 める業務）	196
第53条（被保険者証の提出）	230
第54条（処方せんの提出）	230
第55条（令第34条第2項に規定する収入の額）	262
第56条（令第34条第2項の規定の適用の申請等） ……………	262
第56条の2（法第75条の2第1項の厚生労働省 令で定める特別の事情）	269
第57条（入院時食事療養費の支払）	287
第58条（食事療養標準負担額の減額の対象者）	287
第61条（食事療養標準負担額の減額に関する特 例）	287
第62条（入院時食事療養費に係る領収証）	287
第62条の2（入院時生活療養費の支払）	287
第62条の3（生活療養標準負担額の減額の対 象者）	287
第62条の4（生活療養標準負担額の減額に関す る特例）	288
第62条の5（入院時生活療養費に係る領収証）	288
第63条（保険外併用療養費の支払）	314
第64条（保険外併用療養費に係る領収証）	314
第65条（第三者の行為による被害の届出）	220
第66条（療養費の支給の申請）	348
第67条（法第88条第1項の厚生労働省令で定め る基準）	370
第68条（法第88条第1項の厚生労働省令で定め る者）	370
第69条（訪問看護療養費の支給が必要と認める 場合）	370
第70条（被保険者証の提出）	371
第71条（訪問看護療養費等の支払）	371
第72条（訪問看護療養費に係る領収証）	371
第73条（準用）	371
第74条（指定訪問看護事業者に係る指定の申請） ……………	375
第75条（掲示）	375
第75条の2（法第89条第2項の厚生労働省令で 定める基準）	375
第76条（指定訪問看護事業者の別段の申出）	375
第77条（変更の届出）	377

第78条（休廃止等の届出）	379	する同条第5項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	494	第109条の4（令第43条の2第5項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第1項各号に掲げる額に相当する額）	546	第129条（家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給の申請）	625, 626
第79条（公示）	380	第99条の5（令第41条の2第7項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	494	第109条の5（令第43条の2第6項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	547	第130条（特別療養費受給票の交付）	630
第80条（移送費の額）	382	第100条（令第42条第1項第一号、第二号若しくは第三号、第2項第一号、第二号若しくは第三号、第3項第二号、第4項第二号、第6項第一号又は第7項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号口の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）	494	第109条の6（令第43条の2第7項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第1項各号に掲げる額に相当する額）	547	第131条（特別療養費受給票の様式）	630
第81条（移送費の支給が必要と認める場合）	382	第101条（令第42条第1項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）	495	第109条の7（令第43条の3第2項第四号の厚生労働省令で定める日）	547	第132条（準用）	630
第82条（移送費の支給の申請）	382	第102条（令第42条第3項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）	495	第109条の8（介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）	547	第133条（特別療養費受給票の返納）	630
第83条（特別療養給付の申請等）	388	第103条（令第42条第3項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）	495	第109条の9（令第43条の4第1項の厚生労働省令で定める日）	548	第134条（準用）	634
第84条（傷病手当金の支給の申請）	399	第103条の2（限度額適用認定の申請等）	495	第109条の10（高額介護合算療養費の支給の申請等）	549	第134条の2（保険料等交付金の額の算定）	664
第84条の2（傷病手当金の額の算定）	400	第104条（令第43条第1項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号口の療養に要した費用の額の算定）	496	第109条の11（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）	549	第135条（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）	673
第85条（埋葬料の支給の申請）	410	第105条（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）	288, 496	第110条（証明書の省略）	401, 410, 416	第135条の2（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）	673
第86条（出産育児一時金の支給の申請）	415	第106条（令第43条第5項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	497	第111条（保険給付に関する手続の特例）	196	第135条の2の2（法第160条第3項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付）	693
第86条の2（令第36条第一号の厚生労働省令で定める基準）	415	第107条（令第43条第7項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	497	第112条（保険給付に関する処分のお知らせ）	196	第135条の3（端数処理）	693
第86条の3（令第36条第一号の厚生労働省令で定める事由）	415	第108条（令第43条第8項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	498	第112条の2（医療費の通知）	262	第135条の4（令第45条の2に規定する予定保険料納付率の算定）	694
第86条の4（令第36条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）	415	第108条の2（令第43条第11項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）	498	第113条（適用除外の申請及び承認）	46	第135条の5（令第45条の2第一号イ及びロに掲げる額の算定）	694
第86条の5（令第36条第一号の厚生労働省令で定める要件）	416	第109条（月間の高額療養費の支給の申請）	498	第114条（日雇特例被保険者手帳の交付の申請）	596	第135条の6（令第45条の2第二号に掲げる合算額の見込額の算定）	694
第86条の6（令第36条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）	416	第109条の2（年間の高額療養費の支給の申請等）	498	第115条（日雇特例被保険者手帳の様式）	596	第135条の7（協会が定める額の算定に当たつての勘案事項）	694
第87条（出産手当金の支給の申請）	416	第109条の2の2（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）	499	第116条（日雇特例被保険者手帳の交換）	596	第135条の8（令第45条の3第二号及び第三号に掲げる額の算定）	694
第87条の2（出産手当金の額の算定）	416	第109条の2の3（令第43条の2第1項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	543	第117条（日雇特例被保険者手帳に係る準用）	596	第135条の9（令第45条の4第4項第一号の年齢階級）	694
第88条（法第108条第3項から第5項までの規定に該当するに至った場合の届出）	459	第109条の3（令第43条の2第2項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	544	第118条（日雇特例被保険者手帳の返納）	597	第135条の10（令第45条の4第4項第一号の当該支部被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数の算定）	694
第89条（法第108条第3項ただし書及び第5項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	459			第119条（確認）	610	第135条の11（令第45条の4第4項第一号に規定する年齢階級別平均1人当たり給付額の算定）	695
第90条（家族療養費の支給）	466			第120条（被扶養者の届出）	597	第135条の12（令第45条の4第4項第二号の当該支部被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数の算定）	695
第93条（家族療養費の支払）	466			第121条（受給資格者票に係る準用）	610	第135条の13（令第45条の4第4項第二号に規定する平均1人当たり給付額の算定）	695
第94条（家族訪問看護療養費の支給）	466			第122条（受給資格者票の返納）	610	第135条の14（令第45条の4第4項第三号に規定する総報酬按分率の見込値の算定）	695
第95条（家族移送費の支給）	466			第123条（療養費の支給の申請）	614	第136条（保険料等の納入告知）	666
第96条（家族埋葬料の支給の申請）	466			第124条（移送費の支給の申請）	614		
第97条（家族出産育児一時金の支給の申請）	467			第125条（傷病手当金の支給の申請）	616		
第98条（令第41条第1項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	490			第126条（埋葬料の支給の申請）	620		
第98条の2（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）	491			第127条（出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請）	622		
第99条（特定疾病の認定の申請等）	492			第128条（被扶養者に係る療養費の支給の申請）	625, 630		
第99条の2（令第41条の2第1項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	492						
第99条の3（令第41条の2第5項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）	493						
第99条の4（令第41条の2第6項において準用							

第137条（納期日変更の告知）	709	で定める金額）	761
第138条（任意継続被保険者の保険料納付）	704	第158条の11（滞納処分等その他の処分の執行 状況及びその結果の報告等）	761
第139条（任意継続被保険者の保険料の前納）	705	第158条の12（財務大臣による通知に関する技 術的読替え等）	761
第140条（前納保険料の還付）	705	第158条の13（法第204条の2第2項において準 用する厚生年金保険法第100条の5 第3項において読み替えて準用す る同法第100条の4第5項の厚生労 働省令で定める事項）	761
第141条（還付の請求）	705	第158条の14（滞納処分等その他の処分の権限 に係る事務の引継ぎ等）	762
第142条（口座振替による納付の申出）	708	第158条の15（機構が行う滞納処分等の結果の 報告）	762
第143条（口座振替による納付に係る納入告知 書の送付）	708	第158条の16（滞納処分等実施規程の記載事項）	762
第144条（保険料控除の計算書）	708	第158条の17（令第64条の4第五号の厚生労働 省令で定める場合）	762
第145条（健康保険印紙購入通帳）	719	第158条の18（令第64条の5第2項の厚生労働 省令で定めるもの）	762
第146条（健康保険印紙の購入及び買戻し）	719	第158条の19（領収証書等の様式）	762
第147条（消印）	720	第158条の20（保険料等の日本銀行への送付）	762
第148条（日雇特例被保険者に係る保険料控除 の計算書）	720	第158条の21（帳簿の備付け）	763
第149条（健康保険印紙の受払等の報告）	721	第158条の22（徴収職員による歳入金以外の金 銭等の受領）	763
第150条（概算日雇拠出金）	727	第158条の23（現金の保管等）	763
第151条（確定日雇拠出金）	729	第158条の24（証券の取扱い）	763
第152条（納付の猶予の申請）	729	第158条の25（収納に係る事務の実施状況等の 報告）	763
第153条（督促状の様式）	710	第158条の26（帳簿金庫の検査）	763
第153条の2（協会による保険料の徴収に係る 通知）	713	第158条の27（収納職員の交替等）	763
第154条（利用料）	641	第158条の28（送付書の訂正等）	763
第155条（保健事業及び福祉事業の実施命令）	641	第158条の29（領収証書の亡失等）	764
第156条（準用）	734	第159条（権限の委任）	764
第157条（身分を示す証明書の様式）	77, 224, 277, 378, 752	第159条の2（法第205条の2第1項第五号、第 七号、第八号及び第十号の厚生労 働省令で定める権限）	765
第157条の2（申請書等の回付）	746	第159条の3（機構による厚生労働大臣の保有 する情報の提供に関する法律の規 定）	765
第158条（機構の経由）	189, 746	第159条の4（法第205条の2第1項第十三号の 厚生労働省令で定める事務）	765
第158条の2（法第204条第1項第十六号の厚生 労働省令で定める権限）	759	第159条の5（法第205条の2第1項各号に掲げ る事務に係る申請等）	765
第158条の3（法第204条第1項第二十一号の厚 生労働省令で定める権限）	760	第159条の6（情報の提供）	765
第158条の4（厚生労働大臣に対して通知する 事項）	760	第159条の7（法第205条の4第1項第一号の厚	
第158条の5（法第204条第4項において準用す る厚生年金保険法第100条の4第5 項の厚生労働省令で定める事項）	760		
第158条の6（法第204条第1項各号に掲げる権 限に係る事務の引継ぎ等）	761		
第158条の7（法第204条第1項各号に掲げる権 限に係る事務に係る申請等）	761		
第158条の8（法第204条の2第1項の厚生労働 省令で定める権限）	761		
第158条の9（令第63条第一号の厚生労働省令 で定める月数）	761		
第158条の10（令第63条第三号の厚生労働省令			

生労働省令で定めるもの）	765	第168条（特例退職被保険者の資格取得の申出）	786
第159条の8（法第205条の4第1項第二号の厚 生労働省令で定める事務）	765	第169条（退職被保険者であるべき者に該当し なくなったときの届出）	786
第159条の9（法第205条の4第1項第三号の厚 生労働省令で定める事務）	765	第170条（準用）	786
第159条の10（事業所の適用情報等の公表）	47	第170条の2（法附則第3条の2第1項第二号 の健康保険組合）	788
第160条（電子情報処理組織による手続）	189, 747	第171条（承認法人等の要件）	788
第161条（交付金の交付の対象）	784	第172条（承認法人等の承認の申請）	788
第162条（交付金の算定方法）	784	第173条（掛金率等の変更）	789
第163条（特定健康保険組合の要件）	785	第174条（掛金の計算）	789
第164条（特定健康保険組合の認可の申請）	785	第175条（掛金の負担割合）	789
第165条（特定健康保険組合の認可の取消し）	785	第176条（掛金の計算書）	789
第166条（特定健康保険組合の認可の取消しの 申請）	785	第177条（承認法人等の予算）	789
第167条（特定健康保険組合の健全化計画の策 定）	786	第178条（承認法人等の事業に関する報告）	789